

国指定枇榔島鳥獸保護区
枇榔島特別保護地区
指定計画書(案)

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

枇榔島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川 枇榔島及び小枇榔の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成22年11月1日から平成42年10月31日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、宮崎県東臼杵郡門川町門川漁港から東へ約7Kmの沖合いに位置し、周囲約1.5Kmの枇榔島と周囲約200mの小枇榔からなる無人島である。人間活動による鳥類への影響が少なく、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧Ⅱ類で国の天然記念物であるカムリウミスズメの重要な集団繁殖地となっているほか、同絶滅危惧ⅠB類のウチャマセンニュー、同準絶滅危惧のカラスバトなどの繁殖地にもなっている。

このように、当該区域は、海鳥類の生息・繁殖にとって重要な場所であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域で繁殖する海鳥類をはじめとする鳥類の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針管理方針

(1) 保護管理方針

1) 枇榔島及び小枇榔は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

2) モニタリング調査等を通じて区域内の鳥類の繁殖及び生息状況の把握に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、鳥類の繁殖及び生息地としての適正な保全を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 4 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	4 ha
農耕地	— ha
水 面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

地方公共団体有地	4 ha	}	都道府県有地	— ha
			市町村有地等	4 ha

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然公園法による地域	特別保護地区	4 ha
名称(日豊海岸国定公園)	特別地域	— ha
	普通地域	— ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、宮崎県東臼杵郡門川町門川漁港から東へ約7Km、最も近い陸地まで約3kmの沖合いに位置している。

イ 地形、地質等

枇榔島は、標高75m、周囲約1.5km、小枇榔は枇榔島の北側に位置する属島で標高25m、周囲約200m、両島とも海食崖が発達し、柱状節理の絶壁が多く、海上から切り立っている。地質は大部分が石英斑岩からなる。

ウ 植物相の概要

島の上部には、モクタチバナ、ハマビワ、タブノキ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ等からなるムサシアブミ-タブノキ群集、林縁部にはマサキ、トベラ、シャリンバイ、アコウ等のマサキ-トベラ群集、下層植生はノシラン、フウトウカズラ、アオノクマタケラン、ツワブキ等が繁茂している。

エ 動物相の概要

カンムリウミスズメは、傾斜が急で岩が組み合わさってできた隙間や林縁部に生えた下層植生の中で営巣し、オオミズナギドリは、傾斜が緩やかな林内の地面や木の根元、岩穴等を営巣地として利用している。また、カラスバトは、爬虫類やほ乳類等の地上性捕食者が生息していないこと、ハシボソガラスやハシブトガラス等から隠れて営巣できることから林内や林縁部の藪の中に地上営巣しており、ウチャマセンニューウの繁殖も確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は無人島であり、農林水産業への被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

○ 鳥獣保護区用制札

3 本